

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則の概要

令和6年3月

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 改正の理由

千葉県建築基準法施行細則(昭和39年千葉県規則第12号。以下「施行細則」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行条例(昭和36年千葉県条例第39号)及び関係法令の施行に関し、必要な事項を定めたものである。

木造化を促進する防火規定の合理化等を行う建築基準法改正に伴い、建築基準法施行条例の一部を改正したことから、関連する規定の見直し等を行う必要があるため、施行細則の一部を改正した。

2 改正内容

(1) 別表(第六条)の改正

建築基準法施行条例第51条の改正に伴い、確認申請書に添付する書類を定める別表の改正を行った。

(2) その他所要の改正を行った。

3 施行期日

令和6年4月1日